

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第11条 町長は、保険料の納付義務者（第1号被保険者又は連帯納付義務者をいう。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 町長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第11条 町長は、保険料の納付義務者（第1号被保険者又は連帯納付義務者をいう。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第12条 町長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>当でないとは認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 略</p> <p>第13条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第17条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特例)</p> <p>第18条 第12条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第11条第1項に該当する者に対して課する保険料（令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、第12条第2項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかったやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第1項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>令和4年3月31日までに同条第2項の申請書を提出しなければならない。</u></p>	<p>当でないとは認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 略</p> <p>第13条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第17条 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免の特例)</p> <p>第18条 第12条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第11条第1項に該当する者に対して課する保険料（令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、第12条第2項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかったやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第1項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、<u>令和5年3月31日までに同条第2項の申請書を提出しなければならない。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第19条 略	第19条 略